

## 処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 県民環境部・循環型社会推進課

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	法令番号	昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号
手続名	一般廃棄物処理施設の設置許可取消し	根拠条項	第 9 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号 同条第 2 項
処分 基準	<p>1 処分の基準</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号及び同条第 2 項</p> <p>(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条の 3 等に係る法定受託事務に関する処理基準について」（平成 2 3 年 3 月 1 5 日 環廃産発第 110310002 号通知）に準拠</p> <p>2 処分の加重・軽減</p> <p>「産業廃棄物処理業等に係る不利益処分取扱要領」第 4、第 5</p>		
対応 区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関 循環型社会推進課	交付 機関 循環型社会推進課
		目次 No.	1